平成３０年（フ）第３６７８号
東京都世田谷区梅丘１丁目39－４－201
債務者　細川　　伸
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６８３号
東京都板橋区上板橋３丁目20－８－406
債務者　茂木まゆみ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６９９号
東京都北区西が丘１丁目41－14－101
債務者　水嶋洋二郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７０４号
東京都渋谷区富ヶ谷１丁目36－３－702
債務者　山本まゆこ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７０７号
東京都品川区小山２丁目17－９　大方方102
債務者　木村　春江
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７１６号
東京都府中市朝日町２丁目３－１　府中朝日町２丁目アパート９－305
債務者　外　　利文
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７号
沖縄県石垣市字大浜454番地２　マンション夢一番地Ａ－１号
債務者　玉城　沙織
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月７日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成３０年（フ）第５２７号
東京都立川市高松町３丁目18番６号コーポヤジマ305号
債務者　阿達富士雄
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３８号
東京都小平市中島町34番３－302号
債務者　岩井　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８９号
静岡市清水区由比150番地の２
債務者　杉山　哲司
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４２号
静岡市清水区南矢部636番地の３　コーポラス矢部203
債務者　高田　成美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６８２号
東京都武蔵野市境南町４丁目３番２号白菊荘207
債務者　黒土　弘明
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２０号
東京都八王子市台町４丁目45番12号第５宮田ビル403号
債務者　田口　臣保
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７７号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目24番７号　コーポ竹山Ａ201、前住所静岡県磐田市白羽426番地23
債務者　山内　英雄
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係